

## 韓国商標法・意匠法・特許法・不正競争防止法 改正

韓国商標法・意匠法(デザイン保護法)・特許法・不正競争防止法が2020. 10. 20. 公布・施行されました。主要改正内容は下記のとおりであります。

(1) 故意に商標権又は意匠権を侵害した場合、侵害として認められた金額の最大3倍まで賠償させる懲罰賠償制度が導入された(2020年10月20日以降違反した行為から適用)。これは2018年韓国特許法と不正競争防止法に導入された特許権又は営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度を商標権と意匠権分野にまで拡大するものである。

(2) 商標権又は意匠権侵害の時、ロイヤルティーによる損害額算定基準を‘通常的に受けることができる金額’から‘合理的に受けることができる金額’に改正した。従来判例では‘通常的に受けることができる金額’を‘取引業界で一般的に認められるロイヤルティーと判断したため、実際の損害額の算定が不十分だという指摘があった。なお、日本でも同様の理由で‘通常’という文句を削除した後、ロイヤルティー認定料率が上昇(前)3~4.2%→(後)7~10%した点を参考に、上記のように改正したものである。

(3) 2011年韓国商標法に導入された法定損害賠償制度の最高限度を、今回の改正商標法では、5千万ウォンから1億ウォン(故意に侵害した場合は3億ウォン)に引き上げた。これは韓国国内商品取引市場の拡大、物価上昇要因等を考慮し、3倍賠償制度と共に商標権保護の実効性を高めるためのものである。

(4) 被害者の告訴がなくても特許権侵害行為に対する処罰ができるように、従来特許権者の告訴があっても特許権侵害捜査が可能な‘親告罪’を特許権者の告訴がなくても職権捜査が可能な‘反意思不罰罪’に改正した(2020年10月20日以降に犯した犯罪から適用)。これによって、今後特許権者は告訴期間(6ヶ月)の縛られず、刑事告訴ができるようになった。

(5) アイデア奪取行為により損害として認められた金額の最大3倍まで賠償させる懲罰賠償制度の導入、不正競争行為是正勧告(例:行為中止、標識除去又は修正、今後の再発防止、その他の是正)事実の公表などを骨子とする不正競争防止法の改正があった(但し、このような不正競争防止法改正法律は2021年4月21日から施行される)。



鄭文泳(英文名: Moon Yung Chung). 弁理士. 延世大(法学修士・工学修士). 米連邦特許商標庁 Visiting Scholar. 主要論文: Legal Aspects of Trademark Licensing in South Korea (1993, The Licensing Journal, New York). 延世大商標法講師歴任. 韓国特許庁国際特許研修院意匠法講師歴任(外国人研修課程). 執筆教材: Korean Design Law and Practice (2000, KIPO IIPTI). 韓国特許庁商標法改正実務委員歴任. 韓国弁理士試験(商標法・意匠法)出題委員歴任. 現在マークコア特許法律事務所代表弁理士. 業務実績: 今まで約3200余件の韓国商標調査と約8500余件の韓国商標出願そして約2800余件の外国商標出願及びその他約1000余件の商標異議申立・審判・訴訟・偽造商品取締り及びその他意匠・特許出願事件.



鄭桓朱(英文名: Julie H.J. Chung). 弁護士. 米国ワシントン大(University of Washington)化学科卒業(学業優秀賞受賞). 米国ハーバード大(Harvard University)知的財産法課程修了. 韓国弁護士試験合格. 業務実績: 特許(化学・製薬・バイオ・材料分野)出願及びOA対応等各種特許事件. その他商標・意匠・著作権・営業秘密及び不正競争事件.